

美幌町子ども・子育て支援事業計画(案)の概要

① 目的

平成24年8月に制定された「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るため、「美幌町子ども・子育て支援事業計画」を策定するものです。

② 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく、市町村事業計画として位置づけます。

さらに、これまで取組を進めてきた「美幌町次世代育成支援行動計画(後期計画)」における個々の施策を踏まえつつ、本町における子ども・子育て支援事業を総合的に推進します。

③ 計画期間

平成27年度から平成31年度までの5年間

④ 計画の策定体制

ア ニーズ(アンケート)調査の実施

平成25年10月に「就学前の子どもの保護者」及び「小学生(学童保育所通所者)の保護者」に対し実施しました。

イ 美幌町次世代育成支援推進協議会の開催

子ども・子育て支援法で設置が求められる附属機関で、公募による町民、子育て関係機関、福祉・教育等関係者で構成し、計画内容について協議しました。

ウ 美幌町子ども・子育て支援事業計画庁内検討委員会の開催

子ども・子育て支援事業計画の策定及び推進にあたり、計画に位置づけされる各種施策が様々な分野に及ぶことから、庁内の関係部局の職員により必要な事項を検討し、計画内容について協議しました。

⑤ 掲載内容

ア 次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価

この計画に盛り込まれている事業の進捗状況を評価しました。

イ 子ども・子育てを取り巻く現状

人口と世帯状況等(総人口と年少人口、出生数、合計特殊出生率、未婚率、就業率の推移)、将来推計人口、幼稚園、保育園の園児及び小学生児童数について記載しました。

ウ 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、子ども・子育て支援制度の概要、教育・保育提供区域の設定、教育・保育施設の需要量及び確保方策、地域子ども・子育て支援事業計画の提供、教育・保育の一体的提供の推進について、この計画の作成に関する基本的記載事項を記載しました。

エ 計画策定の基本的な考え方

計画の基本理念、4つの基本的な視点、3つの基本目標を設定し、11の基本施策と105の具体的施策の展開を記載しました。

オ 計画の推進に向けて

計画の推進体制を整備し、計画の進捗状況の点検や評価、事業内容の改善を行うことを記載しました。

カ 資料として

アンケート調査報告書、次世代育成支援行動計画(後期計画)の評価、次世代育成支援推進協議会の設置に関する条例(抜粋)、同協議会委員名簿、子ども・子育て支援事

業計画の策定経緯について記載しました。

- ⑥ 今後のスケジュール
- | | |
|------------|-----------------|
| 平成27年1月26日 | 次世代育成支援推進協議会で協議 |
| 平成27年1月30日 | 政策会議に報告 |
| 同上 | パブコメ開始(30日間) |
| 平成27年2月上旬頃 | 総務文教厚生常任委員会に説明 |
| 平成27年3月上旬 | 次世代育成支援推進協議会に報告 |
| 平成27年3月中 | 策定決定、公表 |